

令和4年2月4日

保護者の皆様

愛知県立足助高等学校

校長 谷上 正明

成年年齢に達した生徒に対する本校教育活動への協力をお願い

立春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、令和4年度以降の全ての生徒が本校在学中に成年年齢に達することとなり、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなります。

今回の法改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものです。しかしながら、若年者は、いまだ成長の過程にありますので、成年年齢に達しているか否かにかかわらず、健やかに成長し社会的に自立するためには支援が必要であり、法律の改正後においても御家庭との連携が重要であると考えております。

したがって、保護者の皆様には、お子様が成年年齢に達した後も、生徒指導や進路指導、各種の手続きや授業料等の費用の納付などにおいて、引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。また、学校からの案内文書等についても、引き続き保護者様宛としたいと考えております。

本校といたしましては、成年年齢引き下げの趣旨を生かしつつ、お子様の成長のための支援に継続的に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。